

様

---

短期入所療養介護  
介護予防短期入所療養介護  
契約書・重要事項説明書

公益社団法人地域医療振興協会  
介護老人保健施設 富谷の郷



介護老人保健施設 富谷の郷  
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護  
運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人地域医療振興協会が介護老人保健施設富谷の郷（以下「施設」という。）において行う短期入所療養介護事業及び介護予防短期入所療養介護事業（以下「事業所」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業所は、介護保険法令の趣旨に従って、次のサービスを提供する。

- 2 要介護状態と認定された利用者（以下「要介護者」という。）に対し、当該利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、短期入所療養介護サービスを提供する。
- 3 要支援状態と認定された利用者（以下「要支援者」という。）に対し、当該利用者の心身機能の改善を基盤とし生活機能全般を向上させることにより、利用者の自己実現および生きがいのある生活を創造することを支援する。

(運営方針)

第3条 事業所は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及びリハビリテーションその他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者が常に健康の保持増進に努め、介護予防短期入所療養介護サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及びリハビリテーションその他日常生活に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、その有する能力の維持向上を図るものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行うものとする。
- 4 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めるものとする。
- 5 事業所では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束その他行動を制限する行為は行わない。
- 6 事業所は、保健福祉医療サービスの提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスの提供を受けることができるよう努めるものとする。
- 7 事業所は、自らその提供する事業所サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図るこ

ととする。

(施設の名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 富谷の郷
- (2) 所在地 宮城県富谷市三ノ関坂ノ下 116 番 3

(員数)

第5条 事業所には別表第1に掲げる職員を置く。必置職については法令の定めるところによる。

(職員の職務)

第6条 職員の職名及び職務の内容は、次のとおりとする。

管理者兼施設長	事業所の目的を達成するため、職員を指揮監督し、一切の業務を統括する。
医師	利用者の健康管理及び診療に関する事項等
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士	リハビリテーション及びレクリエーションに関する事項等
支援相談員	レクリエーション及び入退所、療養上に関する相談、苦情対応、他事業所及び家族との連絡連携に関する事項等
薬剤師	利用者の投薬管理に関する事項
管理栄養士及び栄養士	利用者の献立及び給食指導に関する事項等
介護支援専門員	利用者等の介護、看護及びリハビリテーションに関する計画作成等
看護職員	利用者等の看護（介護）、リハビリテーション及びレクリエーションに関する事項等
介護職員	利用者等の介護、リハビリテーション及びレクリエーションに関する事項等
事務員	事業所の庶務、会計等の事務に関する事項等

(入所の説明及び同意)

第7条 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護の提供に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(利用定員)

第8条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用定員は、施設の入所定員100名の中で対応する。

(利用手続)

第9条 事業所の利用に関する手続きは、次に定める内容を確認してから行うものとする。

(1) 介護保険被保険者証

(2) 病状又は状態が安定しているが、医学的管理のもとに看護、介護、リハビリテーション等を必要とする者であって、在宅復帰の意思があり、伝染性疾患等他の入所者及び利用者に支障をきたすおそれのない者であること。

2 前項に規定する確認は、介護保険被保険者証(有効期間、介護認定の有無)の提示及び別に定める医師の証明書並びに申し込みの提出を受けることによる。

3 利用の決定は、別に定める契約によるものとし、この契約書は事業所、利用者側が各1通を所持するものとする。

(短期入所療養介護サービスの内容)

第10条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスは看護・医学的管理、生活介護、リハビリテーション、生活指導相談その他のサービスとし、その内容は次に定めるところによる。

(1) 看護・医学的管理

診療は、利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。また、利用者の病状からみて必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院等への入院等の措置を講じるものとする。

(2) 生活介護

ア 食事は、リハビリテーションを兼ねて所定の食堂を使用するものとし、栄養、硬さ、量あるいは食材の大きさ等、利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供するものとする。その他基準食のほか、糖尿病食等の特別食も食事箋により提供するものとする。

イ 利用者の清潔保持は1週間に2回以上入浴及び清拭等、適切な方法により行うものとする。

ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつ交換は、適切に実施するものとする。

エ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

オ 寝具は事業所として提供するものとし、シーツ、カバー等の交換は、原則として1週間に1回以上実施するものとする。ただし、状況に応じてその都度実施するものとする。

カ 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

(3) リハビリテーション

利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

(4) 生活指導相談

常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(5) その他

ア 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

イ 常に利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料その他の費用)

第11条 事業所サービスを提供した場合の利用料の額は、次に掲げる額とする。

厚生労働大臣が定める短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護サービス費（以下「事業所サービス費」という。）とし、事業所サービスが法定代理受領サービスに該当する場合は、事業所サービス費の1割、2割または3割とする。

2 事業所は別表第2に掲げるとおり、滞在費、食費及び日常生活において通常必要となるものに係る費用その他を徴収する。

(留意事項)

第12条 事業所利用にあたって、利用者及び来訪者は次の点に留意しなければならない。

(1) 来訪者は、必ず「面会受付簿」に記入し、その都度職員に届け出るものとする。

(2) 面会は、やむを得ない場合を除いて午前9時～午後17時30分までとする。

(3) 煙草は、原則禁煙とする。

(4) 飲酒は、行事等で医師の許可がある場合を除き禁止とする。

(5) 外泊、外出の際には、事前に「外出外泊届」を提出し、管理者の許可を得るものとする。

(6) 所持品、備品等の持込みは、施設の許可を得るものとする。

(7) 貴重品等は、原則として施設に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込んだ場合は、利用者等の責任において管理するものとする。

(8) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用するものとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくこともある。

(9) 騒音等他の入所者の迷惑となる行為は、遠慮願うとともにむやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにする。

- (10) ナイフ、刃物類、火気等については持ち込まないこと。
- (11) 施設内でのペットの飼育はお断りする。
- (12) 施設内での営利行為、宗教活動、政治活動は禁止する。
- (13) 当施設ではボランティア及び実習生の受け入れを積極的に行っており、入所者の介護に関わることもある。

#### (通常を送迎の実施地域)

第13条 通常を送迎の実施地域は、富谷市、黒川郡、仙台市泉区とする。

※ただし、仙台市泉区と黒川郡については、事業所を基点として10Km圏内とする。  
圏域を超えた場合の送迎については、希望により相談に応じます。

#### (事故発生時の対応及び損害賠償)

第14条 事業所では、短期入所療養介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族(又は身元引受人)及び当該利用者に係わる市町村と居宅介護支援事業所に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。また、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業所は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合には、この限りではありません。

#### (非常災害対策)

第15条 施設では、消防法第8条に規定する防火管理者を置き、消防法施行規則第3条の規定による消防計画(風水害・地震等の災害対策を含む。)の定めに従い具体的対策を講ずるものとし、以下により非常災害対策を行うものとします。また、非常災害に対処するため「賠償責任保険」に加入しています。

- (1) 防火管理者及び火元責任者を配置する。・・・(消防計画に記載)
- (2) 非常災害用設備の保守点検
- (3) 非常災害設備は常に有効に保持するように努め、非常災害発生時においては、被害を最小限にとどめるため消防計画に定めた自衛消防隊により任務の遂行にあたる。
- (4) 防火管理者は、職員に対し年2回の防火教育・消防訓練等を実施する。
  - ①防災教育及び防災訓練(通報・消火・避難(利用者を含む)及び非常時招集等の訓練)
  - ②非常災害用設備の取扱い方法・操作等の徹底
- (5) その他災害防止等に必要な施策の推進

#### (苦情処理)

第16条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者

あての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。事業所は、申し出のあった要望又は苦情等に迅速に対応し、必要な措置を講じなければならない。

(協力病院)

第17条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えて、予め協力病院を定めておくものとする。

(委任事項)

第18条 この規程に定めるもののほか、特に運営上必要な事項については、管理者が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から改定する。

この規程は、平成31年1月1日から改定する。

この規程は、令和元年10月1日から改定する。

この規程は、令和元年12月1日から改定する。

この規定は、令和2年3月1日から改定する。

この規定は、令和6年8月1日から改定する。

この規定は、令和7年1月1日から改定する。

別表第1 (第5条関係)

職名	定員	摘要
管理者兼施設長	1人	医師兼務
医師	1人以上	兼務
介護支援専門員	1人以上	支援相談員兼務
支援相談員	1人以上	
薬剤師	1人以上	
看護職員	9人以上	
介護職員	25人以上	
理学療法士等	1人以上	
管理栄養士	1人以上	
事務員	1人以上	

\* 介護老人保健施設職員を含む。

別表第2 (第11条2項関係)

1. 滞在費 (1日につき)

	特別室	従来型個室	多床室
1. 利用者負担第4段階 差額室料	1,728円 2,000円	1,728円 —	437円 —
2. 利用者負担第3段階①② 差額室料	1,370円 2,000円	1,370円 —	430円 —
3. 利用者負担第2段階 差額室料	550円 2,000円	550円 —	430円 —
4. 利用者負担第1段階 差額室料	550円 2,000円	550円 —	0円 —

2. 食費 (1食につき)

区分	負担限度額 (1日)	朝食	昼食	夕食	おやつ
1. 利用者負担第4段階	1,800円	450円	600円	650円	100円
2. 利用者負担第3段階②	1,360円	286円	494円	442円	78円
3. 利用者負担第3段階①	650円	143円	247円	221円	39円
4. 利用者負担第2段階	390円	86円	148円	133円	23円
5. 利用者負担第1段階	300円	66円	114円	102円	18円

### 3. その他の費用について

利用項目	利用料金
特別メニュー	実費相当額（消費税及び地方消費税含む。）をご負担いただきます。
日用品費	実費相当額（消費税及び地方消費税含む。）をご負担いただきます。
持込家電製品電気料 持込家電製品電気料	大型家電 165円（消費税及び地方消費税含む。） 中型家電 110円（消費税及び地方消費税含む。） 小型家電 55円（消費税及び地方消費税含む。）
行事用消耗品費	実費相当額（消費税及び地方消費税含む。）をご負担いただきます。
文書作成料	死亡診断書：5,500円（消費税及び地方消費税含む。） 各種診断書：6,600円（消費税及び地方消費税含む。） 普通診断書：3,300円（消費税及び地方消費税含む。） 診療情報提供書：3,300円（消費税及び地方消費税含む。） 上記の金額をご負担いただきます。
洗濯代	実費相当額（消費税及び地方消費税含む。）をご負担いただきます。
その他	実費相当額（消費税及び地方消費税含む。）をご負担いただきます。

\*その他の費用は、利用者の希望により算定されるものです。

**介護老人保健施設 富谷の郷**  
**(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)**  
**契 約 書**

利用者 \_\_\_\_\_ (以下「利用者」という。)と介護老人保健施設 富谷の郷 (以下「当事業所」という。)とは、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

(目 的)

- 第1条 当事業所は、介護保険法等の関係法令及び本契約に従い、利用者がその有する能力に応じた可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下における短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供し、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- 2 当事業所は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

(契約期間)

- 第2条 本契約の期間は、令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から利用者の要介護認定有効期間の満了日までとします。但し、契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後これに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

(運営規程の概要)

- 第3条 要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供することを目的とします。
- 2 施設職員の必置職については法令の定めるところにより配置しています。
- 3 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスは以下に掲げる内容です。
- 一 食事は利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとします。基準食のほか、糖

尿食等の特別食も食事箋により提供します。

二 医師により定期診察を行います。それ以外でも必要がある場合には診察を行います。ただし、利用者の症状が著しく変化した場合については、一旦サービスの提供を打ち切りますので主治医もしくは他の医療機関で治療をしてください。

三 理学療法士等により利用者の心身等状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

リハビリテーション実施計画に基づき、原則として機能訓練室にて行いますが施設内すべての機能訓練のための活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

四 入浴は一般浴槽のほか入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応します。週に2回以上。ただし、利用者の身体の状態に応じて、清拭となる場合があります。

五 排泄は、利用者の状況に応じて適切に介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

六 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮いたします。生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮いたします。

個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助いたします。リネン交換は毎週行い、必要時はその都度交換いたします。

七 利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）からのご相談に応じます。

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画の作成・変更）

第4条 当事業所は、利用者が相当期間以上継続して入所する場合には、利用者の心身の状況及び病状、置かれている環境等の評価並びに医師の診断に基づき、サービス提供の開始前から終了後までの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、速やかに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画を作成します。

2 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画には、本施設で提供するサービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4 当事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの目的に従い、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画の変更を行います。

一 利用者の心身の状況等の変化により、当該短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画を変更する必要がある場合

二 利用者及び利用者の代理人（又は身元引受人）が短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画の変更を希望する場合

5 当事業所は、前項に定める短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画の変更を行う際には、利用者及び利用者の代理人（又は身元引受人）に対し説明し、その同意を得

るものとしします。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画の内容及びその提供)

第5条 当事業所は、前条により作成された短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者に対し短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供します。ただし、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画を作成する必要がない場合は、当事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化防止のために利用者の心身の状況等に配慮し、適切な短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供します。

2 当事業所は、利用者の短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

3 利用者又は利用者の代理人(又は身元引受人)は、必要がある場合は、当事業所に対し前項の記録の閲覧及び自費(白黒1枚10円)による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、当事業所の業務に支障のない時間に行うこととします。

4 入所者の方が亡くなられた後、入所者の代理人(又は身元引受人)から「生計同一関係に関する申立書」における第三者の証明を施設に求められた場合、一切関与できません。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの利用)

第6条 利用者及び利用者の代理人(又は身元引受人)は、当事業所が提供する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の3カ月前から、当事業所に対して利用する期間を明示して申し込むことができます。

2 前項の申し込みに対して、当事業所は正当な理由がない限り、利用者の利用を拒めません。

3 当事業所は、自ら適切な短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供することが困難な場合は、利用者の利用する居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じます。

(虐待防止)

第7条 当施設は入居者の人権擁護、虐待防止の為に、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)」を遵守するとともに、責任者を設置する等必要な体制の整備及びその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

(身体的拘束その他の行動制限)

第8条 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

2 当事業所が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を

制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

また、この場合当事業所は、事前又は事後速やかに、利用者の代理人（又は身元引受人）に対し、利用者にする行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3 当事業所が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第5条第2項の短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供に関する記録書類に次の事項を記載します。

一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間

二 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

三 前項に基づく利用者の代理人（又は身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

#### （協力義務）

第9条 利用者及び利用者の代理人（又は身元引受人）は、当事業所が利用者のため短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供するにあたり、可能な限り当事業所に協力しなければなりません。

#### （苦情対応）

第10条 当事業所は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、当事業所が提供した短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスについて利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 当事業所は、利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。

#### （診療の方針）

第11条 当事業所は、当事業所の医師及び看護職員に常に利用者の健康状態に注意させ、必要に応じて適切な診療・指導を行うよう誠意を持って指導します。

2 当事業所は、利用者に症状の急変が生じた場合等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な対応を講じます。

#### （費用）

第12条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービ

ス費とし、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスに該当する場合は、サービス費の1割、2割あるいは3割とします。

- 2 利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を当事業所に支払います。
- 3 当事業所は、提供する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）の同意を得ます。
- 4 当事業所は、第2項に定める費用のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）に請求することができます。
  - 一 居室区分に応じて当事業所が定めた居住費
  - 二 食事を提供した場合、当事業所が定めた食費
  - 三 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる日用品費
  - 四 特別な居室の室料
  - 五 家族に食事を提供した場合の食費
  - 六 趣味活動に必要な費用
  - 七 小旅行や観劇等に必要な費用
  - 八 電化製品持込のときの電気使用料
  - 九 ご依頼により購入した日用品等の費用、医師診断書・証明書等の文書交付料
- 5 当事業所は、利用者及び利用者の代理人（又は身元引受人）が正当な理由もなく短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料の支払いを求めることができます。
- 6 当事業所は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 7 当事業所は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更同意書を交わします。

（利用者負担額の滞納）

第13条 利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）が正当な理由なく当事業所に支払うべき利用者負担額を3カ月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず20日以内に支払われないとき、当事業所は全額の支払いがあるまでに次回の利用をお断りすることができます。

（秘密保持）

第14条 当事業所及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び利用者の代理人（又は身元引受人）の秘密を漏らしません。

2 当事業所及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の代理人（又は身元引受人）に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及び利用者の代理人（又は身元引受人）に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

（利用者の解除権）

第15条 利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）は、現に短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

2 利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）は、現に短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを利用中であっても、当事業所に責務不履行、不法行為の事由がある場合、即時にこの契約を解除することができます。

（当事業所の解除権）

第16条 当事業所は、利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）が次の各号に該当する場合は、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

一 第12条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。

二 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、当事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

三 利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

2 当事業所は、利用者が次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除することができます。

一 利用者が伝染性疾患により他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。

二 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、当事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

3 当事業所は、前二項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

（契約の終了）

第17条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一 利用者が、要介護認定を受けられなかったとき

二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

- 三 第15条に基づき、利用者又は利用者の代理人（又は身元引受人）が契約を解除したとき
- 四 第16条に基づき、当事業所が契約を解除したとき
- 五 利用者が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
- 六 利用者が、死亡したとき

（精算）

第18条 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について当事業所がすでに受領している利用料があるときは、当事業所は利用者に対し相当額を返還します。

（損害賠償）

第19条 当事業所は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の代理人（又は身元引受人）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、当事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、当事業所が故意、過失がない場合はこの限りではありません。

（代理人）

第20条 利用者は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、当事業所は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

（身元引受人）

第21条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

一 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）である

二 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額200万円の範囲内で、利用者と一緒に支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

二 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀

主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(合意管轄)

第22条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、当事業所の所在地の地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者と事業所の協議により定めます。

〈別紙1〉

**介護老人保健施設 富谷の郷**  
**(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)**  
**重 要 事 項 説 明 書**

当事業所は、あなたに対する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

**1 事業者の概要**

事業者の名称	公益社団法人地域医療振興協会
主たる事業所の所在地	東京都千代田区平河町二丁目6番3号
法人等種別	公益社団法人
代表者の氏名	理事長 藤来 靖士
電話番号	03-5210-2921

**2 ご利用施設**

施設の名称	介護老人保健施設 富谷の郷
施設の所在地	宮城県富谷市三ノ関坂ノ下116番3
開設年月日	平成30年6月1日
電話番号	022-745-5333 (24時間対応)
ファクシミリ番号	022-341-6541
事業所長(管理者)氏名	施設長 庄司 勝
介護保険指定番号	0451680011

**3 事業の目的及び運営の方針**

**(1) 事業の目的**

当施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の際には、療養環境の調整等の退所時の支援も行います。

**(2) 運営方針**

介護老人保健施設に係る関係法令の精神及び基準に基づき、以下の理念のもとに運営を行います。

「私達は在宅復帰を目指し退所後も安心して自立した日常生活が送れるよう支援していきます。」

そんな自然な願いを無理のない形で実現するために

- ① 一人お一人を大切に、意思を尊重しながら持っている能力を活かし、できる限り自立した生活を送れることを目指します。
- ② 「住み慣れた地域で、明るく安心して暮らしたい」との願いがかなえられるようご家族や地域の人々とのつながりを大切にして支援します。

#### 4 施設の概要

敷地面積	4, 242.89 m <sup>2</sup>			
構造	鉄筋コンクリート造 地上4階建 1階 診察室、通所リハビリテーション室 2階 介護老人保健施設（35床） 3階 介護老人保健施設（35床） 4階 介護老人保健施設（30床）			
施設総延床面積	5, 243.46 m <sup>2</sup>			
施設設置形態	介護老人保健施設			
利用定員	100人（短期入所・介護予防短期入所含む）※空床利用型			
居室の種類	2階	1人部屋	31室	
		4人部屋	1室	
	3階	1人部屋	31室	
		4人部屋	1室	
	4階	1人部屋	6室	
		4人部屋	6室	
主な施設設備概要		2階	3階	4階
	食堂・ダイニング	96.7 m <sup>2</sup>	96.7 m <sup>2</sup>	140.7 m <sup>2</sup>
	浴室	10.3 m <sup>2</sup>	10.3 m <sup>2</sup>	3.9 m <sup>2</sup>
	シャワー浴室	—	—	6.2 m <sup>2</sup>
	機能訓練室	111.0 m <sup>2</sup>		
	（主な設備） ベッド、収納家具、診察台、薬品庫、プラットホームマット、車椅子、テレビ、ポータブルトイレ			

## 5 職員の職種・員数・職務内容

職種	員数	職務内容
施設長（下記と兼務）	1人	施設を管理し、所属職員を指揮監督します。
医師	1人以上	医療業務に従事します。
薬剤師	1人以上	投薬の管理に従事します。
看護職員	9人以上	看護業務に従事します。
介護職員	25人以上	介護業務に従事します。
支援相談員	1人以上	入所者及び家庭の処遇上の相談並びに生活指導等の業務に従事します。
理学療法士	1人以上	理学療法業務に従事します。
作業療法士		作業療法業務に従事します。
言語聴覚士		言語聴覚法業務に従事します。
管理栄養士	1人以上	栄養指導等の業務に従事します。
介護支援専門員	1人以上	入所者の施設サービス計画作成等の業務に従事します。
事務職員	1人以上	事務業務に従事します。

## 6 施設の勤務形態

全日勤務 8：30～17：30

夜間勤務 16：30～翌9：30

早遅番勤務 7：00～20：00のうちの8時間

## 7 サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 診療の提供
- (3) 機能訓練（リハビリテーション）
- (4) 看護及び医学的管理の下における介護
- (5) 入浴（一般浴室のほか入浴に介助を要する方には特殊浴槽で対応します。）
- (6) 食事の提供
- (7) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- (8) 相談・援助サービス
- (9) レクリエーション行事（花見、クリスマス会等その季節に合わせた事業を行います。）
- (10) その他のサービスの提供

## 8 利用料金その他の費用

### (1) 介護保険給付対象

#### 短期入所療養介護

\*短期入所療養介護サービス費

従来型個室	算定(日) / 割合・単価
要介護1	1割負担：753円・2割負担：1,506円・3割負担：2,259円
要介護2	1割負担：801円・2割負担：1,602円・3割負担：2,403円
要介護3	1割負担：864円・2割負担：1,728円・3割負担：2,592円
要介護4	1割負担：918円・2割負担：1,836円・3割負担：2,754円
要介護5	1割負担：971円・2割負担：1,942円・3割負担：2,913円
多床室	算定(日) / 割合・単価
要介護1	1割負担：830円・2割負担：1,660円・3割負担：2,490円
要介護2	1割負担：880円・2割負担：1,760円・3割負担：2,640円
要介護3	1割負担：944円・2割負担：1,888円・3割負担：2,832円
要介護4	1割負担：997円・2割負担：1,994円・3割負担：2,991円
要介護5	1割負担：1,052円・2割負担：2,104円・3割負担：3,156円

加算項目	算定(日・月・回) / 割合・単価
夜勤職員配置加算	1日につき 1割負担：24円・2割負担：48円・3割負担：72円
個別リハビリテーション実施加算	1日につき 1割負担：240円・2割負担：480円・3割負担：720円
認知症ケア加算	1日につき 1割負担：76円・2割負担：152円・3割負担：228円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき 1割負担：200円・2割負担：400円・3割負担：600円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき 1割負担：3円・2割負担：6円・3割負担：9円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1割負担：4円・2割負担：8円・3割負担：12円
若年性認知症利用者受入加算	1日につき 1割負担：120円・2割負担：240円・3割負担：360円
緊急短期入所受入加算	1日につき 1割負担：90円・2割負担：180円・3割負担：270円
重度療養管理加算	1日につき 1割負担：120円・2割負担：240円・3割負担：360円

療養食加算（1食）	1食につき 1割負担：8円・2割負担：16円・3割負担：24円
緊急時治療管理	1日につき 1割負担：518円・2割負担：1,036円・3割負担：1,554円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	1日につき 1割負担：51円・2割負担：102円・3割負担：153円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)	1割負担：51円・2割負担：102円・3割負担：153円
生産向上推進体制加算（I）	1月につき 1割負担：100円・2割負担：200円・3割負担：300円
生産向上推進体制加算（II）	1月につき 1割負担：10円・2割負担：20円・3割負担：30円
サービス提供体制強化加算（I）	1日につき 1割負担：22円・2割負担：44円・3割負担：66円
サービス提供体制強化加算（II）	1割負担：18円・2割負担：36円・3割負担：54円
サービス提供体制強化加算（III）	1割負担：6円・2割負担：12円・3割負担：18円
送迎加算（片道）	1回につき 1割負担：184円・2割負担：368円・3割負担：552円
介護職員処遇改善加算（I）	1月につき 総単位数×7.5%
介護職員処遇改善加算（II）	1月につき 総単位数×7.1%
介護職員処遇改善加算（III）	1月につき 総単位数×5.4%
介護職員処遇改善加算（IV）	1月につき 総単位数×4.4%

## 介護予防短期入所療養介護

\* 介護予防短期入所療養介護サービス費

従来型個室	算定(日) / 割合・単価
要支援 1	1割負担：579円・2割負担：1,158円・3割負担：1,737円
要支援 2	1割負担：726円・2割負担：1,452円・3割負担：2,178円
多床室	算定(日) / 割合・単価
要支援 1	1割負担：613円・2割負担：1,226円・3割負担：1,839円
要支援 2	1割負担：774円・2割負担：1,548円・3割負担：2,322円

加算項目	算定(日・月・回) / 割合・単価
夜勤職員配置加算	1日につき 1割負担：24円・2割負担：48円・3割負担：72円
個別リハビリテーション実施加算	1日につき 1割負担：240円・2割負担：480円・3割負担：720円
療養食加算	1食につき 1割負担：8円・2割負担：16円・3割負担：24円
生産向上推進体制加算 (I)	1月につき 1割負担：100円・2割負担：200円・3割負担：300円
生産向上推進体制加算 (II)	1月につき 1割負担：10円・2割負担：20円・3割負担：30円
緊急時治療管理 1	1日につき 1割負担：518円・2割負担：1,036円・3割負担：1,554円
認知症専門ケア加算 (I)	1日につき 1割負担：3円・2割負担：6円・3割負担：9円
認知症専門ケア加算 (II)	1割負担：4円・2割負担：8円・3割負担：12円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき 1割負担：200円・2割負担：400円・3割負担：600円
若年性認知症利用者受入加算 <small>※認知症行動・心理症状緊急対応加算と併用不可</small>	1日につき 1割負担：120円・2割負担：240円・3割負担：360円
総合医学管理加算	1日につき 1割負担：275円・2割負担：550円・3割負担：825円

在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	1日につき 1割負担：51円・2割負担：102円・3割負担：153円	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	1割負担：51円・2割負担：102円・3割負担：153円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき 1割負担：22円・2割負担：44円・3割負担：66円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1割負担：18円・2割負担：36円・3割負担：54円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1割負担：6円・2割負担：12円・3割負担：18円	
送迎加算(片道)	1回につき 1割負担：184円・2割負担：368円・3割負担：552円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	総単位数×7.5%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	総単位数×7.1%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	総単位数×5.4%
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき	総単位数×4.4%

(2) 介護保険給付対象外

\*食費 1日 1,800円

(朝食：450円 昼食：600円 夕食：650円 おやつ：100円)

\*滞在費

・特別個室 1日 1,728円  
 差額室料 1日 2,000円  
 ・従来型個室 1日 1,728円  
 ・多床室 1日 437円

\*レンタルサービス費(契約者のみ請求)

Aセット 385円  
 Bセット 200円  
 OP1 80円  
 OP2 150円

\*持込家電製品電気料  
 大型家電等 165円  
 中型家電等 110円  
 小型家電等 55円

家電製品をお持ち込みされた場合に加算されます。

*文書作成料	死亡診断書	5,500円
	各種診断書	6,600円
	※保険関係・公的書類等診断書を持ち込み依頼された場合	
	普通診断書	3,300円
	※施設の様式で発行する診断書の場合	
	診療情報提供書	3,300円

当施設の医師が診断書等の文書を作成した場合に加算されます。

\*その他

利用者のご希望に基づいて、利用者の嗜好または個別の生活上の必要に応じて購入する場合に実費をお支払いいただきます。

(3) 支払い方法

毎月中旬までに前月分の請求書を発行します。お支払い方法は口座振替と現金払いとなります。

口座振替日は毎月27日となり、土日祝日の場合は翌営業日となります。

現金でのお支払いは平日の午前9時～午後5時まで1階会計窓口にてお願いします。

## 9 協力医療機関等

当施設の協力医療機関・歯科医療機関は、次のとおりです。

協力医療機関	名称	仙台オープン病院
	院長名	土屋 誉
	所在地	宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷5丁目22番1
	電話番号	022-252-1111
	診療科	内科、外科、総合診療科、救急科、麻酔科、放射線科、歯科
	入院設備	一般病床300床
	救急指定	災害拠点病院
協力医療機関	名称	富谷中央病院
	院長名	佐々木 修一
	所在地	宮城県富谷市上桜木2丁目1番6号
	電話番号	022-779-1470
	診療科	内科、皮膚科、眼科、歯科
	入院設備	一般病床54床、療養病床110床
協力医療機関	名称	仙台徳洲会病院
	院長名	佐野 憲
	所在地	宮城県仙台市泉区七北田字駕籠沢15
	電話番号	022-372-1110
	診療科	内科、外科、泌尿器科、皮膚科、歯科口腔外科、産婦人科、神経内科、眼科、救急科、麻酔科
	入院設備	一般病床315床
協力医療機関	名称	公立黒川病院
	管理者	角田 浩
	所在地	宮城県黒川郡大和町吉岡西松木60番地
	電話番号	022-345-3101
	診療科	内科、外科、整形外科、耳鼻科、眼科、小児科
	入院設備	一般病床110床、療養病床60床

## 10 施設利用に当たっての留意事項

来訪・面会	<p>来訪者は、必ず面会簿に記入し、その都度職員に届け出てください。面会時間は、午前9時から午後17時30分までとなります。</p> <p>インフルエンザ等の感染症が発生しやすい時期（11月～4月を目安）には、感染症予防対策としてご面会を制限することがございます。その際、受付窓口に案内を掲示させていただきます。</p> <p>また、緊急連絡先のご家族へ電話連絡をさせていただきます。同居家族や親類の方への連絡はご家族の方でお願いします。</p>
喫煙・飲酒	原則禁止です（飲酒は医師の許可が必要です）
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくこともあります。
貴重品・金品等の管理	貴重品等は、原則として施設に持ち込まないでください。やむを得ず持ち込んだ場合は、自己管理していただきます。
迷惑行為等	騒音等の他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。また、問題行動が改善しない入所者については、協議の上やむを得ず退所していただく場合がございますので、ご了承下さい。
動物飼育	施設内でのペットの飼育は固くお断りします。
刃物・火気等について	ナイフ、刃物、ハサミ、火気等については持ち込まないでください。
営利行為等について	施設内での営利行為、宗教活動、政治活動は禁止します。
居室移動	入所中に何らかの理由で居室、またはベッドを移動する事があります。事後承諾となる場合もございますので、あらかじめご理解とご協力をお願いします。
ボランティア等受入れ	ボランティア及び実習生の受入れを積極的に行っています。ご利用される方の介護に関わることもありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

## 11 非常災害対策

### (1) 防災訓練

年2回、入所者も参加して行います。

### (2) 防災設備

- ・自動火災報知設備
- ・消火器、消火栓
- ・誘導灯、誘導標識
- ・スプリンクラー
- ・非常放送設備
- ・附加放送設備

## 12 事故発生時の対応及び損害賠償

当事業所は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに入所者の代理人（又は身元引受人）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、当事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、当事業所に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。

## 13 その他

当施設についての詳細は、職員にお尋ねください。

〈別紙2〉

## 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスについて

### ◇入所申し込み

入所利用を申し込みされる場合は、別に定める利用申込書を提出のうえ、申し込みしていただきます。

### ◇介護保険証の確認

説明を行うにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### ◇短期入所療養介護並びに介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

また、介護予防短期入所療養介護は、介護予防サービス計画に基づき、要支援者の自立支援の観点に立った効果的・効率的なサービスが提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護計画が作成されますが、その際、利用者・代理人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### ◇ケアサービス

当施設では、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、認定審査会意見に従ってサービスを提供します。

・医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要支援及び要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

・介護：居宅サービス計画並びに、介護予防サービス計画に基づいて実施します。

・機能訓練：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

### ◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

・居室：多床室、従来型個室

・食 事：朝 食 7時30分から

昼 食 12時00分から

おやつ 15時00分から

夕 食 18時00分から

\*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

・入浴：週に2回以上行います。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

#### ◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態や、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介いたします。

#### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、指定していただいた連絡先に連絡します。

#### ◇苦情申立の制度

苦情等に対する常設の窓口の設置・担当者の設置

介護老人保健施設 富谷の郷

(電話) 022-745-5333 (FAX) 022-341-6541

(担当者氏名) 介護支援相談員 太田 恭輔

円滑かつ迅速に苦情処理を行う体制・手順

苦情があった場合には、相談室又は訪問等により利用者及び扶養者から直接詳細状況を聴取し、サービス提供担当者から情報をとり、内容の確認を行います。

↓

支援相談員が、居宅サービス計画並びに、介護予防サービス計画内容について調整検討が必要と判断した場合には、会議を開催し、翌日までには具体的対応をとります。

↓

処理内容、経過は記録をとり利用者個人台帳（ケースファイル）と苦情処理台帳に保管します。

※苦情内容に応じて、富谷市長寿福祉課保健福祉総合支援センター（電話：022-348-1138）及び宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談係（電話：022-222-7700）への連絡又は協力要請を行う。判断は、各事業所の長にて判断を行う。

#### ◇利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり		
提供するサービスにおける第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

〈別紙3〉

## 個人情報の利用目的

介護老人保健施設 富谷の郷では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的 】

#### [介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス全般
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運營業務のうち
  - 1 入退所の管理
  - 2 会計・経理
  - 3 事故等の報告
  - 4 当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### [他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - 1 利用者に、居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答、及び他施設と連携
  - 2 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 3 検体検査業務の委託、その他の業務委託
  - 4 家族等（代理人又は身元引受人）への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - 1 保険事務の委託
  - 2 審査支払い機関への介護報酬明細書の提出
  - 3 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る、保険会社等への相談又は届出等

### 【 上記以外の利用目的 】

#### [当施設内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運營業務のうち
  - 1 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 2 当施設において行われるボランティア活動及び学生の実習への協力
  - 3 当施設において行われる事例研究
  - 4 行事等の写真について、施設内への掲示（肖像権等）
  - 5 法人内での学会発表（個人を特定できないようにします。）

#### [他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運營業務のうち
  - 1 外部監査機関への情報提供
  - 2 第三者評価機関への情報提供
  - 3 行政機関等からの要請に応じた情報公開や、防犯カメラのデータ提供
  - 4 非常災害時における情報公開
  - 5 当施設内における事故及び苦情に関する行政への報告